

新生「上田市」建設計画の変更について

諮詢の要旨

合併した新市の一体性の確立と住民福祉の向上及び地域の均衡ある発展を進めるため、新生「上田市」建設計画（以下「新市建設計画」という。）を平成 17 年 3 月に策定しました。

合併した自治体は、公共施設等の整備について合併特例債という有利な起債を財源として活用することができ、上田市もこれまで多くの事業を新市建設計画に基づいて実施してまいりました。

この間、平成 24 年 6 月に、東日本大震災の発生等を要因として、合併特例債を活用することができる期間が、合併年度とこれに続く 15 年間に 5 年間延長されました。これを受け、新市建設計画の計画期間を平成 27 年度までの 10 年間から平成 32 年度まで 5 年間延長して、合併特例債を引き続き活用できる環境の整備を行ってまいりました。

さらにこの度、災害や全国的な建設需要の高まりによる公共事業の入札不調等を背景とした全国の自治体からの再延長を求める要望を受け、平成 30 年 4 月に合併特例債の発行期限を再延長する改正特例法が成立し、合併特例債の発行期限が 20 年間となりました。

現在の新市建設計画は、平成 32 年度末に計画期間が終了しますが、平成 33 年度以降必要な施設整備が引き続き計画されていることから、合併特例債を有効活用するため、新市建設計画の計画期間を 5 年間再延長する変更を行いたいというものです。

つきましては、上田市地域自治センター条例第 7 条第 1 項及び上田市地域協議会規則第 3 条第 1 号の規定により、諮詢し答申をお願いするものです。

《添付資料》

新市建設計画新旧対照表…資料 1

新市建設計画変更部分抜粋…資料 2

合併特例債の活用状況…資料 3